【医学的適応】未受精卵子の凍結保存についての当院の規定【同意書-02-014(3 版 2023 年 12 月)】

(1) 未受精卵子の凍結保存期間・料金

□ ① 未受精卵子の凍結保存期間は、凍結日から 2 年間です。
また、この間の凍結保存の料金は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。

□ ② 凍結保存未受精卵子の融解を申し入れた日が、凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を 1 日でも過ぎる場合、1 年分の凍結保存継続管理料が発生します。

(2) 本人および署名の家族または親権者から当院への連絡義務

※当院から本人および署名の家族または親権者へ保存期間満了についての連絡義務はありません。

□ ① 凍結保存期間満了日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に、保存期間を延長するか、廃棄するかを、当院へ連絡し、未受精卵子の凍結保存時の請求書と同時にお渡しする「【医学的適応】凍結保存　未受精卵子　保存期間延長および廃棄の同意書」(以下書類とする)に署名し、当院へ提出して下さい。
もし、凍結保存期間内に連絡がない場合は、保存期間延長の意思がなく未受精卵子の所有権を放棄したものとみなし、当院は当該保存未受精卵子を廃棄します。

□ ② 本人および署名の家族または親権者の連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後 1 ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。

□ ③ 本人が死亡した場合は、署名の家族または親権者が 1 ヶ月以内に当院へ連絡し、廃棄の手続(書類に署名して当院へ提出)を行って下さい。
この場合、未受精卵子の所有権は当院に帰属し、未受精卵子は廃棄します。

□ ④ 署名の家族または親権者が死亡した場合や、その他の理由で、別の家族を署名者とする必要がある場合(親権者が変更になる場合も含む)には、速やかに当院へ連絡して下さい。

□ ⑤ 郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません(必要に応じ、書留等をご利用下さい)。

(3) 未受精卵子の凍結保存期間の延長をする場合

□ ① 凍結保存期間の延長を希望する場合は、保存期間満了日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。3 ヶ月より前の書類の受付はしておりません。当院で書類受領後、後日、凍結保存継続管理料の請求書をお渡しします。
凍結保存継続管理料は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。

□ ② 支払は、請求書発行日から 20 日以内に行って下さい。ただし、凍結保存期間満了日以降に融解した未受精卵子を用いた治療等を行う場合は、治療開始の予約をする日までに支払を行って下さい。支払後、凍結保存期間満了日より 1 年間、凍結保存期間が延長されます。支払期限内に支払がない場合は、当該保存未受精卵子を廃棄しますが、支払の義務は残ります。

□ ③ 凍結保存期間の延長手続を行う際に、本人(妻)が生殖年齢(当院では 50 歳)を超えた場合は、保存期間延長の手続は行えません。

□ ④ 凍結保存期間中に、本規定が変更になった場合(凍結保存継続管理料の増減や保存期間の変更等)、変更直後の延長手続時から、変更された最新の規定が適用になります。

(4) 未受精卵子の凍結保存期間を延長せずに廃棄を希望する場合

□ ①凍結保存期間の延長をせずに廃棄を希望する場合は、原則、保存期間満了日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。ただし、廃棄を希望する場合に限り、3 ヶ月より前の書類の受付もしております。当院で書類受領後、廃棄を行います。

(5) 凍結保存未受精卵子の融解、および融解した未受精卵子を用いた治療を希望する場合

□ ① 凍結保存未受精卵子の融解、および融解した未受精卵子を用いた治療を希望する場合は、原疾患主治医の許可を書面により得て、夫婦で受診の上で、「【医学的適応】凍結保存未受精卵子の融解(解凍)の同意書」および「顕微授精-胚移植法(ICSI-ET)の同意書」に署名し、当院へ提出して下さい。また、融解後の治療を行う場合、夫婦であることが前提ですので、婚姻の確認のため発行から 3 ヶ月以内の戸籍謄本の提出が必要です。事実婚の場合は、別途規定の書類を提出していただきます。

□ ② 夫婦のいずれかでも凍結保存継続管理料等の未払がある場合は、治療開始の予約ができません。また、支払を行い、治療を開始した場合でも、治療中に新たに未払が発生した場合は、治療を継続することができません。

(6) 当院の閉院等で未受精卵子の凍結保存が継続できなくなる場合

□ ① 閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存未受精卵子を移送する手続を行う等、できる限りの範囲で対応しますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。

□ ② やむを得ない何らかの理由(医師の急死や感染症の蔓延等)で、突然閉院になった場合や、不慮の事故や災害(天災、火災等)が起こった場合、やむを得ず凍結保存の継続ができなくなる場合があります。

(7) ＊未受精卵子の凍結保存時に本人が未成年の場合＊

□ ① 本人と親権者の同意がないと、未受精卵子の凍結保存を行うことはできません。

□ ② 本人が満 18 歳を過ぎたら、凍結保存の継続に関する、本人のみの意思を確認し、速やかに当院へ連絡して下さい。

□ ③ 親権者には、上記(7)②を行うことを本人にうながす義務があります。
これは、日本産科婦人科学会の会告「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」の「本法を希望する者が未成年者の場合には、本人および代諾者の文書による同意を得て実施するが、被実施者が成人に達した時点で、本人の凍結保存継続の意思を確認し、改めて本人から文書による同意を取得する」に従うものです。

□ ④ 親権者が変更になる場合は、当院へ連絡するとともに、新たな親権者を確認できる発行から3ヶ月以内の戸籍謄本の提出が必要です。

施設責任者　セキールレディースクリニック　院長　関　守利